

## Ⅱ 適格請求書発行事業者の登録制度

### 1 登録手続

(登録の手続)

問2 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。【令和7年4月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。）は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります（消法57の2②、基通1-7-1）。

登録申請書は、e-Taxを利用して提出できますので、ぜひご利用ください（個人事業者はスマートフォンでも手続が可能となります。）。なお、郵送により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとされています（消法57の2③④⑤⑦）。

また、適格請求書発行事業者の情報は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

なお、免税事業者が登録を受ける場合の手続については、問7《免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合》をご参照ください。

(参考1) 「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で公表される事項は次のとおりです。

(1) 法定の公表事項（消法57の2④⑪、消令70の5①）

- ① 適格請求書発行事業者の氏名<sup>(※)</sup>又は名称
- ② 法人（人格のない社団等を除きます。）については、本店又は主たる事務所の所在地
- ③ 特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。以下同じです。）以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 登録取消年月日、登録失効年月日

(※) 個人事業者の氏名について、「住民票に併記されている外国人の通称」若しくは「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表することを希望する場合は、登録申請書の他に、必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」をご提出ください。

なお、住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓を併記できない場合には、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」に戸籍謄本を添付して提出することにより、旧姓（氏）での公表をすることができます。

また、既に公表サイトに氏名が公表されている方についても同様の手続により旧姓（氏）での氏名の公表が可能です（既に付されている登録番号は変更されませんのでご注意ください。）。

（注）1 住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓を併記できない場合とは、例えば、過去に住民票に旧姓を併記する手続を行い、その併記した旧姓を削除した後、再度、氏に変更（婚姻や離婚）がないにもかかわらず、旧姓を併記しようとする場合が該当します。

2 氏名に代えて旧姓を使用するケースにおいては、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」の記載に当たっては、「氏名に代えて公表」にチェックを入れていただくようお願いします。

3 e-Taxにより届出書や申出書を提出する場合は、住民票の提出は不要ですが、戸籍謄本の添付をされる方については、管轄のインボイス登録センターに郵送いただくようお願いします。

4 「住民票への旧姓の併記方法」や「住民票に旧姓を併記できない場合」の詳細については、お住いの市区町村にお尋ねください。

(2) 本人の申出に基づき追加で公表できる事項

次の①、②の事項について公表することを希望する場合には、必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」をご提出ください。

- ① 個人事業者の「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」
- ② 人格のない社団等の「本店又は主たる事務所の所在地」

(参考2) 適格請求書発行事業者の登録申請手続は、e-Tax<sup>(注)</sup>又は書面によって行うことができます。

【e-Tax をご利用いただく場合】

パソコンで利用可能な「e-Tax ソフト (WEB 版)」(個人事業者の方は、スマートフォンやタブレットでも利用可能です。)を利用して提出することができ、申請に当たっては、画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れ等がなく、スムーズに申請データを作成することができる「問答形式」を採用していますので、ぜひご利用ください。

なお、e-Tax を利用した場合の登録申請手続の詳細(事前準備や上記ソフトを利用する場合の操作マニュアル等)については、インボイス制度特設サイト(「申請手続」関連ページ)の「e-Tax による登録申請手続」をご確認ください。

(注) e-Tax の利用には電子証明書(マイナンバーカード等)の取得などの事前準備が必要です。

ただし、税理士による代理送信の場合には、事業者の電子証明書は不要です。

【書面により提出いただく場合】

郵送により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなりますので、インボイス制度特設サイト内に掲載している「各局（所）インボイス登録センターのご案内」から提出先をご確認ください。

「各局（所）インボイス登録センターのご案内」



(登録通知)

問3 適格請求書発行事業者の登録は、どのような方法で通知されますか。【令和3年7月追加】  
【令和4年4月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者の登録の通知については、登録申請書を e-Tax により提出して、登録通知について電子での通知を希望した場合は、通知書等一覧に登録番号等が記載された登録通知書がデータで格納され、その他の場合は、書面にて登録番号等が記載された登録通知書が送付されます。

電子データで登録通知を希望していただくことで、

- ・ 税務署での処理後、速やかに電子通知が行われるため、書面より早期に登録通知書を受領することができる
  - ・ 通知書等一覧内にデータ保管されるため、登録通知書の紛失のおそれがない（保管されたデータは、書面により出力することやPDFデータでの保存をすることが可能）
- などのメリットがありますので、ぜひご利用ください。

なお、登録通知書は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。

(登録申請から登録通知までの期間及び自らの登録番号の確認方法)

問4 登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでにどの程度の期間がかかりますか。また、自分の登録番号が記載されている通知書を紛失してしまった場合、どうすればよいでしょうか。【令和3年7月追加】【令和6年4月改訂】

【答】

登録申請書を提出してから登録通知を受けるまでの期間については、一時期に多量の登録申請書が提出された場合は処理に時間を要するなど、登録申請書の提出状況により異なります。

現時点における登録申請書を提出してから登録通知までに要する期間については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」に「適格請求書発行事業者の登録通知時期の目安について」を掲載しています。まずはこの登録通知時期の目安をご確認いただき、当該目安を超えていた場合は、各国税局（所）インボイス登録センターへお問合せください。

また、ご自身の登録番号が分からなくなった場合などの理由により、既に登録を受けている事業者の方が自身の登録番号を確認したい場合には、各国税局（所）インボイス登録センターの案内ページに記載の問合せ先にお問合せください。

なお、登録申請書を e-Tax で提出し、登録通知を電子データで受け取ることを希望される場合は、事前にメールアドレスを登録すると、登録したメールアドレス宛に、登録通知が「通知書等一覧」に格納されたこととお知らせするメールが送信され、すぐに登録通知を確認できますので、ぜひご利用ください。

- (注) 1 法人番号を有する法人の登録番号は「T+13 桁の法人番号」となります。法人番号については、「国税庁法人番号公表サイト」で検索できます。
- 2 登録通知を e-Tax（電子データ）で受領することを希望された場合、e-Tax（電子データ）で確認ができます。具体的な確認手順は、「インボイス制度特設サイト」の「申請手続」にある「登録通知データ確認マニュアル」をご参照ください。
- 3 メールアドレスの登録方法については、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」の「申請手続」にある「メールアドレス・宛名登録マニュアル e-Tax ソフト（WEB 版） ver.」をご参照ください。

「国税庁法人番号公表サイト」



「インボイス制度特設サイト」  
(登録通知データ確認マニュアル)



「インボイス制度特設サイト」  
(適格請求書発行事業者の登録通知時期の目安  
について)



「メールアドレス・宛名登録マニュアル  
e-Tax ソフト（WEB 版） ver.」



(登録の効力)

問5 適格請求書発行事業者の登録の効力は、いつから発生するのですか。【令和5年10月改訂】

【答】

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとされています（消法57の2③④⑤⑦）。

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（以下「登録日」といいます。）から生じます。このため、登録日以降の取引については、相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じ、適格請求書を交付する義務があります（基通1-7-3）。

なお、登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱いについては、問 36《登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い》をご参照ください。

(参考) 令和 5 年 10 月 1 日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和 5 年 10 月 1 日に生じることとなります。

(課税期間の中途での登録)

問 6 課税事業者は、課税期間の途中であっても、適格請求書発行事業者の登録を受けることができますか。【令和 3 年 7 月追加】

【答】

課税事業者は、課税期間の途中であっても、登録申請書を提出し、登録を受けることができます。登録申請書を提出し登録を受けた場合、登録の効力は、登録日から生じます。

なお、新たに設立された法人等の登録時期の特例については、問 11《新たに設立された法人等の登録時期の特例》をご参照ください。

(参考) 令和 5 年 10 月 1 日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和 5 年 10 月 1 日から生じることとなります。

(免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合)

問 7 免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合の取扱いについて教えてください。また、この場合、いつから課税事業者となりますか。【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書（以下「課税選択届出書」といいます。）を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中において、令和 5 年 10 月 1 日後に登録を受ける場合には、適格請求書発行事業者の登録申請書に登録希望日（提出日から 15 日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その登録希望日から課税事業者となる経過措置が設けられています（28 年改正法附則 44④、改正令附則 15②、基通 21-1-1）。

したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録希望日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。

また、税務署長による登録が完了した日が登録希望日後となった場合であっても、登録希望日に登録を受けたものとみなされます（改正令附則 15③）。

なお、この経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。

(注) 1 この経過措置の適用を受ける登録日の属する課税期間が令和 5 年 10 月 1 日を含まない場合は、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後 2 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業者となることはできません(28

年改正法附則 44⑤)。

2 この経過措置の適用を受けない課税期間に登録を受ける場合については、原則どおり、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。

なお、免税事業者が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに、登録申請書を提出しなければなりません(消法57の2②、消令70の2)。

(年の中途から登録を受けた場合における消費税の確定申告が必要となる期間(個人事業者の場合))

問8 個人事業者が、年の中途から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、その年の1月1日から12月31日までの課税期間の消費税の申告について具体的に教えてください。【令和3年7月追加】【令和6年4月改訂】

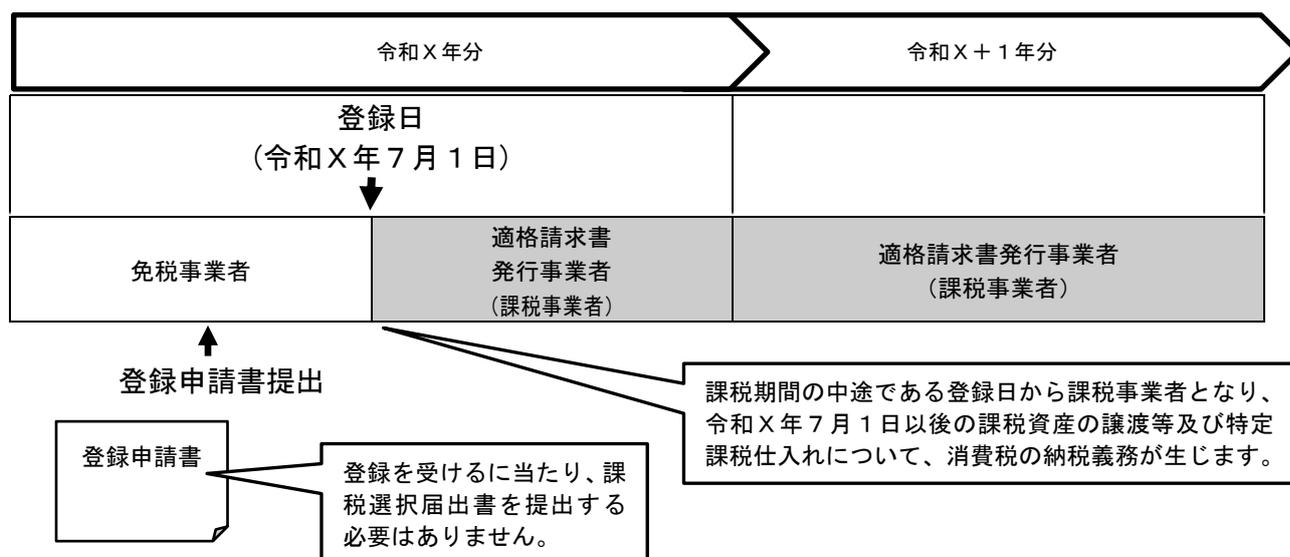
【答】

1 免税事業者である個人事業者が令和X年の中途に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合(登録に際して令和X年分を適用開始課税期間とする課税選択届出書を提出した場合を除きます。)

令和X年分について免税事業者である個人事業者が例えば令和X年7月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合には、登録日である令和X年7月1日以後は課税事業者となりますので、令和X年7月1日から令和X年12月31日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和X年分の消費税の申告が必要となります(28年改正法附則44④)。

《免税事業者に係る登録の経過措置》

(例) 免税事業者である個人事業者が令和X年7月1日を登録希望日とする登録申請書を提出し、同日、登録を受ける場合



(参考) 令和X年7月1日から登録を受けることとなった場合において、登録日の前日である令和X年6月30日に、免税事業者であった期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産や保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当する

ものを有しており、当該棚卸資産又は課税貨物について明細を記録した書類を保存しているときは、当該棚卸資産又は課税貨物に係る消費税額について仕入税額控除の適用を受けることができます（改正令附則17）。

- 2 令和X年分について課税事業者である個人事業者が令和X年の中途に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合（令和X年分を適用開始課税期間とする課税選択届出書を提出している場合を含みます。）

令和X年分について課税事業者である個人事業者が例えば令和X年7月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、同日から適格請求書発行事業者となりますが、その課税期間（令和X年1月1日から12月31日まで）中に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和X年分の消費税の申告が必要となります。

（課税期間の中途から課税事業者となった場合の基準期間における課税売上高）

問8-2 私は、令和X年10月1日から適格請求書発行事業者となった個人事業者ですが、それまでの間は免税事業者でした。令和X+2年分の申告における基準期間（令和X年分）における課税売上高は、免税事業者であった令和X年1月から9月までの金額を含むのでしょうか。【令和6年4月追加】

【答】

適格請求書発行事業者になったことにより、令和X年10月1日から課税事業者となった個人事業者が、令和X+2年分の消費税の確定申告を行うに当たり、その基準期間は令和X年となりますが、この場合の基準期間における課税売上高（税抜）は、当該個人事業者が免税事業者であった期間（令和X年1月から9月）の課税売上高を含む金額で計算することとなります（消法9②一、基通1-4-5）。

また、その免税事業者であった期間に係る課税売上高について税抜処理は行わず、その売上げ（非課税売上げ等を除きます。）がそのまま課税売上高となりますので、以下の例のとおり計算することとなります。

【計算例】※ 全て適用税率は10%

① 令和X年1月～9月 課税売上高 5,500,000円

② 令和X年10月～12月 課税売上高 4,400,000円

⇒ ① 5,500,000円 + ② 4,400,000円 × 100 / 110 = 9,500,000円  
そのまま計算 税抜処理

(簡易課税制度を選択する場合の手続等)

問9 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者になるとのことですが、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができますか。【令和3年7月追加】【令和6年4月改訂】

【答】

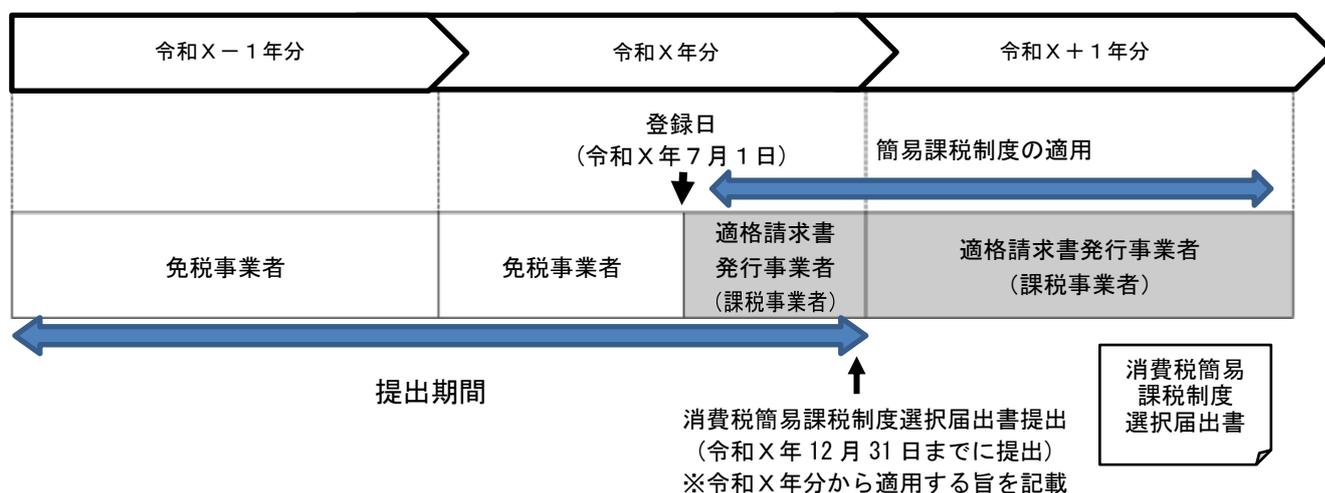
免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日(令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日から生じます。)から課税事業者となる経過措置が設けられています(28年改正法附則44④、基通21-1-1)。

この経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされます(改正令附則18)。

したがって、ご質問の場合、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

《消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例》

(例) 免税事業者である個人事業者が令和X年7月1日から登録を受けた場合で、令和X年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき



※ 2割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、提出した日の属する課税期間について適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該課税期間の初日の前日に当該届出書を税務署長に提出したものとみなされます(28年改正法附則51の2⑥)。

詳細については、問117《2割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択》をご参照ください。

(登録の任意性)

問 10 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。【令和5年10月改訂】

【答】

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です（消法57の2①、57の4①）。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

また、適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかを問わず、取引の相手方（課税事業者に限ります。）から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければなりません。

一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありませんので、例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。このような点も踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

また、ご検討にあたっては国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート」もご活用ください。

「インボイス制度特設サイト」

(インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート)



(新たに設立された法人等の登録時期の特例)

問 11 新たに設立した法人が事業開始（設立）と同時に適格請求書発行事業者の登録を受けることはできますか。【令和7年4月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます（消法57の2①）。

新たに設立された法人が免税事業者の場合、事業を開始した日の属する課税期間の末日までに、課税選択届出書を提出すれば、その事業を開始した日の属する課税期間の初日から課税事業者となることができます（消法9④、消令20一）。

また、新たに設立された法人が、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、事業を開始した日の属する課税期間の末日までに提出した場合において、税務署長により適格請求書発行事業者登録簿への登載が行われたときは、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます（以下「新たに設立された法人等の登録時期の特例」といいます。）（消令70の4、消規26の4、基通1-4-7、1-4-8）。

したがって、新たに設立された法人が免税事業者である場合、事業開始（設立）時から、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、設立後、その課税期間の末日までに、課税選択届出書と登録申請書を併せて提出することが必要です。

なお、新たに設立された法人が課税事業者の場合については、事業を開始した日の属する課

税期間の末日<sup>(注)</sup>までに、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を提出することで、新たに設立された法人等の登録時期の特例の適用を受けることができます。

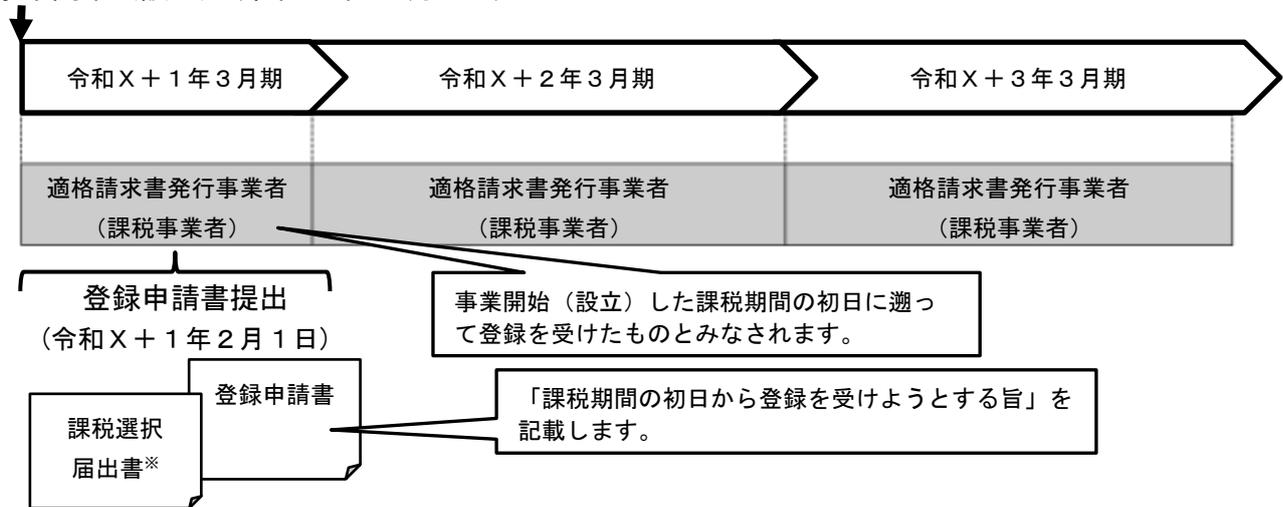
(参考) 新設合併、新設分割、個人事業者の新規開業等の場合も同様です。また、個人事業者が法人を設立して事業を開始する場合(引き続き個人事業者として事業を継続する場合を除きます。)は、新たに設立された法人としての手続きに加えて、個人事業者としての廃業の手続(「事業廃止届出書」の提出)が必要となります。なお、吸収合併又は吸収分割により、登録を受けていた被合併法人又は分割法人の事業を承継した場合における吸収合併又は吸収分割があった日の属する課税期間についても新たに設立された法人等の登録時期の特例の適用があります(基通1-7-6)。

(注) 事業を開始した日の属する課税期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他一般の休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に当たる場合であっても、その日(事業を開始した日の属する課税期間の末日)までに課税選択届出書や登録申請書の提出がなければ新たに設立された法人等の登録時期の特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

#### 《新たに設立された法人等の登録時期の特例》

(例) 令和X年11月1日に法人(3月決算)を設立し、令和X+1年2月1日に登録申請書と課税選択届出書<sup>\*</sup>を併せて提出した法人が免税事業者である場合

事業開始(設立)(令和X年11月1日)



※ 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合、経過措置により、課税選択届出書の提出を要せず、課税事業者となることができます(詳しくは、問7《免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合》をご参照ください。)。この場合においても、登録申請書に「課税期間の初日から登録を受けようとする旨」を記載することにより、事業を開始(設立)した課税期間の初日に遡って登録を受けたものとみなされ、課税期間の初日(登録日)から課税事業者となります。

(登録の拒否)

問 12 適格請求書発行事業者の登録を申請した場合に、登録を拒否される場合がありますか。

【令和5年10月改訂】

【答】

登録を受けようとする事業者が、以下の事業者の区分に応じ、それぞれ次のいずれかの事実該当しなければ、原則として、登録を拒否されることはありません（消法 57 の 2⑤）。

【特定国外事業者以外の事業者の場合】

- ・ 納税管理人を定めなければならない事業者が、納税管理人の届出をしていないこと
- ・ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること

【特定国外事業者の場合】

- ・ 消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がないこと
- ・ 納税管理人の届出をしていないこと
- ・ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること
- ・ 登録を取り消され（次の①又は②のいずれかに該当したことにより取り消された場合に限り、その取消の日から1年を経過しない者であること
  - ① 消費税につき期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること
  - ② 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること
- ・ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること

(注) 1 例えば、法人が消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合において、当該法人の代表者が法人とともに罰金以上の刑に処せられたときは、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しなければ、代表者は個人事業者としての登録も受けることができません。

2 「罰金以上の刑」には、各種加算税や延滞税の賦課決定処分は含まれません。

(登録の取りやめ)

問 13 当社は3月決算法人であり、令和5年10月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けていましたが、令和7年4月1日から適格請求書発行事業者の登録を取りやめたいと考えています。この場合、どのような手続が必要ですか。【令和6年4月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」(以下「登録取消届出書」といいます。)を提出することにより、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます(消法57の2⑩一)。

なお、この場合、原則として、登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります(消法57の2⑩一)。

ただし、登録取消届出書を、翌課税期間の初日から起算して15日前の日<sup>(注)</sup>を過ぎて提出した場合は、翌々課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります(消法57の2⑩一、消令70の5③)。

したがって、ご質問の場合については、令和7年3月17日までに登録取消届出書を提出する必要があります<sup>(注)</sup>。

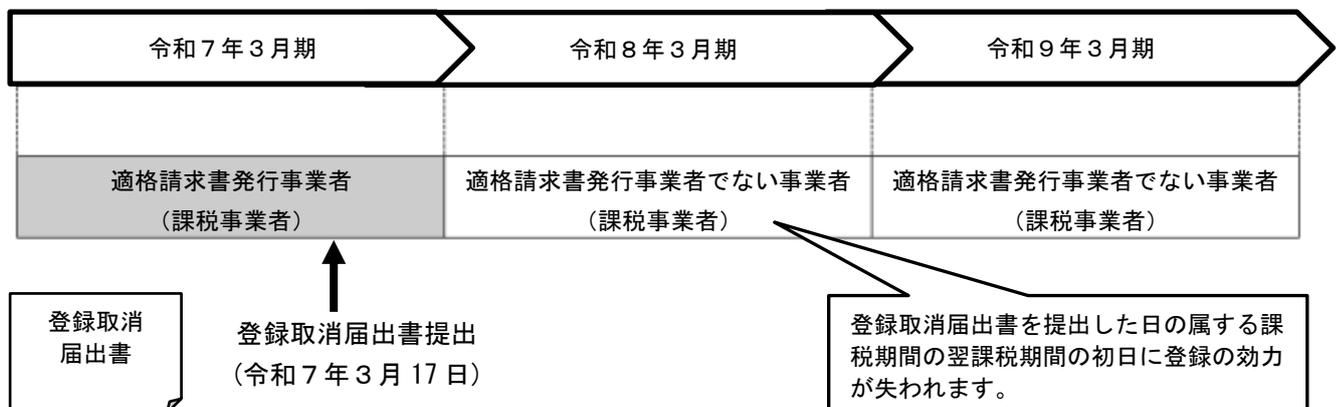
なお、免税事業者が登録に係る経過措置により令和5年10月1日を含む課税期間以外の課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合は、適格請求書発行事業者の登録を取りやめたととしても、登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について免税事業者となることはできません(28年改正法附則44⑤)。

免税事業者の登録に係る経過措置の詳細については、問7《免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合》をご参照ください。

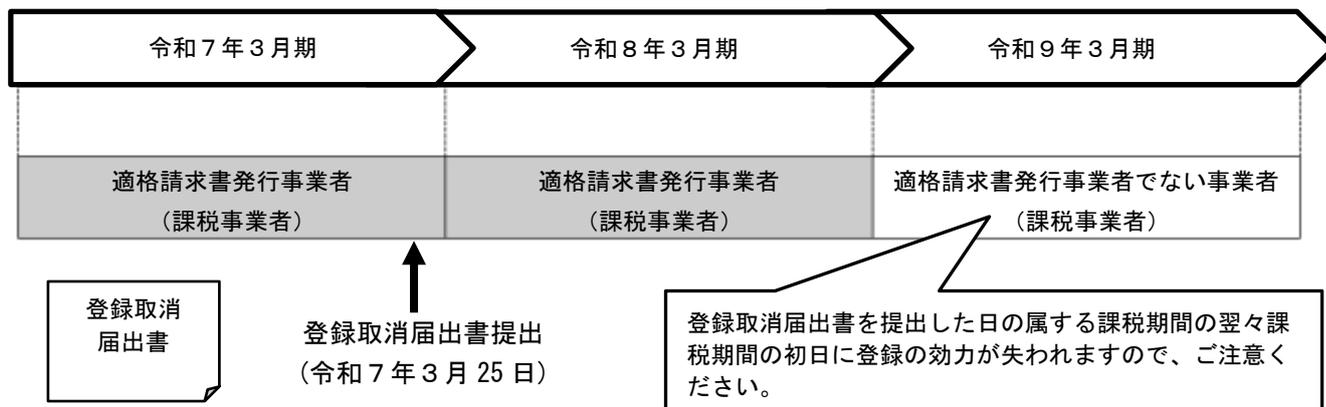
(注) 「翌課税期間の初日から起算して15日前の日」が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他一般の休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日であったとしても、これらの日の翌日とはなりません。

#### 《適格請求書発行事業者の登録の取消届出》

(例1) 適格請求書発行事業者である法人(3月決算)が令和7年3月17日に登録取消届出書を提出した場合



(例2) 適格請求書発行事業者である法人(3月決算)が令和7年3月25日に登録取消届出書を提出した場合(届出書を、翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合)



(参考) 課税選択届出書を提出している事業者の場合、適格請求書発行事業者の登録の効力が失われた後の課税期間について、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であるなどの理由により事業者免税点制度の適用を受ける(免税事業者となる)ためには、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります。

例えば、上記例1の場合(課税選択届出書を提出している法人の場合)、令和8年3月期について事業者免税点制度の適用を受けるためには、令和7年3月31日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります。

(事業の廃止や法人の合併による消滅があった場合の手続)

問14 事業の廃止や法人の合併による消滅があった場合の手続について教えてください。【令和3年7月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

消費税法上、事業者が事業を廃止した場合は「事業廃止届出書」を、合併による消滅の事実があった場合は「合併による法人の消滅届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出する義務があります(消法57①三、五)。

なお、「事業廃止届出書」を提出した場合は、事業を廃止した日の翌日に、「合併による法人の消滅届出書」を提出した場合は、法人が合併により消滅した日に適格請求書発行事業者の登録の効力が失われます(消法57の2⑩、基通1-7-6、1-7-7)。

(注) これらの届出書を提出していない場合であっても、税務署長は、事業を廃止したと認められる場合、合併により消滅したと認められる場合に適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます(消法57の2⑥)。

(地方公営企業法適用の特別会計に移行する際の適格請求書発行事業者の登録)

問 14-2 上下水道の特別会計を有する地方公共団体ですが、この度、地方公営企業法適用の特別会計に移行することとなりました。移行前の特別会計で適格請求書発行事業者の登録申請を行い登録番号の付番を受けていましたが、移行に当たっては当該登録番号も移行されるのでしょうか。【令和7年4月追加】

【答】

適格請求書発行事業者の登録は、登録を受けようとする事業者ごとに行うものです。

地方公共団体の特別会計が、地方公営企業法の規定を適用する特別会計に移行する場合、通常、現在の特別会計（以下「旧特別会計」といいます。）は廃止され、新たな特別会計が設置されることとなります。

そのため、旧特別会計においては「事業廃止届出書」の提出が必要となり、それに伴い旧特別会計の登録番号は失効することとなりますので、移行後の新たな特別会計において改めて適格請求書発行事業者の登録申請を行い、登録番号の付番を受ける必要があります（消法57①三、消法57の2②、⑩）。

なお、新たに特別会計を設置した場合には、設置日以後に登録申請を行うこととなりますが、特別会計の設置日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例が設けられています（消令70の4、消規26の4、基通1-4-7、1-4-8）。

ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期に適格請求書等を交付するためには、設置日以後速やかに登録申請を行い、登録番号の通知を受ける必要があることにご留意ください。

（参考） 課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例に関する詳細は、問11《新たに設立された法人等の登録時期の特例》をご参照ください。

（注） 登録日（課税期間の初日）から適格請求書等を交付する義務は生じますが、通知を受けるまでの間、適格請求書等を交付することはできませんので、例えば次のように対応することが考えられます。

- ・ 事前に適格請求書等の交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後に適格請求書等を交付する。
- ・ 取引先に対して、通知を受けるまでは、登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めて適格請求書等を交付し直す。
- ・ 取引先に対して、通知を受けるまでは、登録番号のない請求書等を交付し、その請求書等との関連性を明らかにした上で、適格請求書等に不足する登録番号を書類やメール等でお知らせする。

(相続)

問 15 適格請求書発行事業者の登録を受けていた親から相続を受け、事業を承継したのですが、適格請求書等保存方式において必要となる手続及び適格請求書発行事業者の登録の効力について教えてください。【令和3年7月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

1 令和5年10月1日より前に死亡した場合

令和5年10月1日から登録を受けることとされていた事業者が、令和5年10月1日より前に死亡した場合は、登録の効力は生じません。したがって、相続により事業を承継した相続人が、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書を提出する必要があります（相続人が既に登録申請書を提出していた場合を除きます。）。

なお、登録申請を行った事業者が死亡した場合は、相続人は、「個人事業者の死亡届出書」を提出いただきますようお願いします。

2 令和5年10月1日以後に死亡した場合

令和5年10月1日以後に適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者が死亡した場合、その相続人は「適格請求書発行事業者の死亡届出書」を提出する必要があり、届出書の提出日の翌日又は死亡した日の翌日から4月を経過した日のいずれか早い日<sup>(※)</sup>に登録の効力が失われます（消法57の3①②）。

また、相続により事業を承継した相続人が、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、相続人は登録申請書の提出が必要となります（相続人が既に登録を受けていた場合を除きます。）。

なお、相続により適格請求書発行事業者の事業を継承した相続人の相続のあった日の翌日から、その相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日又はその相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日のいずれか早い日までの期間については、相続人を適格請求書発行事業者とみなす措置<sup>(※)</sup>が設けられており、この場合、被相続人の登録番号を相続人の登録番号とみなすこととされています（消法57の3③）。

登録申請書の提出から登録通知を受けるまでには、その審査等に一定の期間を要しますので、相続により事業を承継した相続人が適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、お早めに登録申請書をご提出ください。

(※) 相続人を適格請求書発行事業者とみなす措置の適用がある場合、その措置の適用がある期間は被相続人の登録は有効です。

(登録の取消し)

問 16 適格請求書発行事業者の登録が取り消される場合はありますか。【令和5年10月改訂】

【答】

税務署長は、以下の事業者の区分に応じ、それぞれ次の場合に適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます（消法57の2⑥）。

【特定国外事業者以外の事業者である場合】

- ① 1年以上所在不明であること
- ② 事業を廃止したと認められること
- ③ 合併により消滅したと認められること
- ④ 納税管理人を定めなければならない事業者が、納税管理人の届出をしていないこと
- ⑤ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと
- ⑥ 登録拒否要件に関する事項について、虚偽の記載をした申請書を提出し、登録を受けたこと

このうち、①「1年以上所在不明であること」における「所在不明」については、例えば、消費税の申告書の提出がないなどの場合において、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者と必要な連絡が取れないときなどが該当します。

なお、消費税法上、事業者は、②事業の廃止の事実があった場合は「事業廃止届出書」を、③合併による消滅の事実があった場合は「合併による法人の消滅届出書」をそれぞれ提出する義務があります（これらの届出書の提出により登録は失効します。）（消法57①三、五、消法57の2⑩）。

【特定国外事業者である場合】

- ① 事業を廃止したと認められること
- ② 合併により消滅したと認められること
- ③ 期限内申告書の提出期限までに、消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面が提出されていないこと
- ④ 納税管理人を定めなければならない事業者が、納税管理人の届出をしていないこと
- ⑤ 消費税につき期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること
- ⑥ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること
- ⑦ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと
- ⑧ 登録拒否要件に関する事項について、虚偽の記載をした申請書を提出し、登録を受けたこと

(適格請求書発行事業者が免税事業者となる場合)

問 17 当社は、適格請求書発行事業者の登録を受けています。翌課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下ですが、当社は、免税事業者となりますか。【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除され、免税事業者となります。

しかしながら、適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合でも免税事業者となりません（消法 9①、基通 1-4-1 の 2）。したがって、適格請求書発行事業者である貴社は、翌課税期間に免税事業者となることはありません。

(適格請求書発行事業者における課税事業者届出書の提出)

問 17-2 当社は、適格請求書発行事業者です。この度、基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えることとなりましたが、「消費税課税事業者届出書」の提出は必要でしょうか。【令和 7 年 4 月追加】

【答】

「消費税課税事業者届出書」（以下「課税事業者届出書」といいます。）は、課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えることとなった場合等に提出することとされていますが、適格請求書発行事業者は、基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えるかどうか等にかかわらず、課税事業者となることから、ご質問のように、適格請求書発行事業者の登録を受けている課税期間（登録日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間に限ります。）については、「課税選択届出書」の提出を行った場合と同様<sup>(注)</sup>に、「課税事業者届出書」を提出しなくて差し支えありません。

(注) 「課税選択届出書」を提出している事業者においても、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、その基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えるかどうかにかかわらず、課税事業者となることから、「課税事業者届出書」は提出しなくて差し支えないこととされています（基通 17-1-1）。

(登録番号の構成)

問 18 登録番号は、どのような構成ですか。【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

登録番号<sup>(注1)</sup>の構成は、次のとおりです(基通 1-7-2)。

- ① 法人番号を有する課税事業者  
「T」(ローマ字) + 法人番号(数字 13 桁)
- ② ①以外の課税事業者(個人事業者、人格のない社団等)  
「T」(ローマ字) + 数字 13 桁<sup>(注2)</sup>

(注) 1 一度付番された登録番号は、変更することはできません。

2 13 桁の数字には、マイナンバー(個人番号)は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号となります。

(参考) 登録番号の記載例

- ・ T1234567890123
- ・ T-1234567890123

※ 請求書等への表記に当たり、半角・全角は問いません。